



人委—185
平成21年5月13日

秋田県議会議長 大野 忠右エ門 様

秋田県知事 佐竹敬久 様

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

期末手当及び勤勉手当に関する特例措置についての意見の申出

本委員会は、地方公務員法第8条の規定に基づき、職員の平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当に関する特例措置について、別紙のとおり意見を申し出る。

別紙

意 見

1 人事院勧告の概要

人事院は、本年5月1日に、国会及び内閣に対し、一般職の職員の期末手当等について報告及び勧告を行ったが、その概要は次のとおりである。

(1) 本年の民間における賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査

本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、前年に比べて大幅な減額となっていることが、公表された民間労使の資料からうかがえた。

このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態であり、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、緊急にその決定状況を把握する必要があると考え、本年4月に、母集団約30,000社から抽出した約2,700社を対象に特別調査を実施した。

その結果、夏季一時金決定済み企業の割合は13.5%、従業員の割合は19.7%であり、夏季一時金の対前年増減率は、従業員の産業別構成に合わせて算出すると、13.2%の減少であった。

(2) 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

特別給の年間の支給月数については、従前からの方法による民間との比較に基づいて改定の要否を検討することが基本である。

しかしながら、特別調査で民間の夏季一時金が前年より大きく減少することが明らかになったため、民間と公務に大きな乖離があることは適当でないこと、また、12ヶ月期の特別給で1年分を精算しようとすると大きな減額となる可能性があることを考慮し、暫定的な措置として、6ヶ月期の特別給の支給月数2.15ヶ月分の一部0.20ヶ月分を凍結する特例措置を講ずることが適当であると考える。

具体的には、本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数は、一般職員で期末手当を0.15ヶ月分、勤勉手当を0.05ヶ月分凍結し、合計1.95ヶ月分とする。

この特例措置による凍結分に相当する期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、例年どおり職種別民間給与実態調査において特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を国会及び内閣に勧告することとしたい。

2 本県における平成 21 年 6 月期の期末手当等の支給に関する特例措置

- (1) 本委員会は、これまで給与改定にあたり、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保等を考慮して判断してきている。期末手当及び勤勉手当に関する民間水準との比較や改定については、本年においても例年どおり、5月から実施している民間給与実態調査において過去 1 年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を精確に把握したうえで職員の特別給と比較し、必要があればその改定を勧告することとしている。
- (2) 一方、現下の厳しい経済情勢を踏まえて、国家公務員にあっては、人事院が全国の民間企業の夏季一時金調査をもとに本年 6 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数の一部を凍結する勧告を行い、内閣が人事院勧告に沿った法案を国会に提出する見通しである。
- (3) 本委員会は、均衡の原則や情勢適応の原則に基づいてこれらを総合的に勘案し、本県の職員（一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員をいう。）の本年 6 月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数について、人事院勧告に準じ、暫定措置として別表のとおり一般職員で 0.2 月分を凍結する特例措置を講ずることが適当であると考える。

別表 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数

職員	計	期末手当	勤勉手当	凍 結 分	
				期末手当	勤勉手当
一般職員	1.875月	1.20月	0.675月	△0.20月	△0.15月
特定幹部職員	1.875月	1.05月	0.825月	△0.20月	△0.10月
再任用職員	1.00月	0.70月	0.30月	△0.10月	△0.05月
特定幹部職員	1.00月	0.60月	0.40月	△0.10月	△0.05月
任期付研究員及び特定任期付職員	1.40月	1.40月	—	△0.15月	△0.15月
				—	—